

平成21年第1回臨時会（7月）

# 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程

平成21年7月10日（金曜日）午前10時開議 メルパルク名古屋2階「平安の間」  
臨時議長の選出について

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙について
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長の選挙について
- 第7 諸般の報告  
広域連合長あいさつ
- 第8 同意第1号 副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
- 第9 同意第2号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第10 承認第1号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第11 承認第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第12 承認第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第13 承認第4号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第14 承認第5号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（32名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 後藤正夫  | 2番 鈴木喜博   |
| 3番 伊藤伊佐夫 | 4番 太田考則   |
| 5番 渡辺宣之  | 6番 加藤錠司郎  |
| 7番 近藤秀樹  | 8番 丹羽茂雄   |
| 9番 山本芳照  | 11番 堀寄純一  |
| 12番 本田博信 | 13番 竹内貞和  |
| 14番 久田昭一 | 15番 鈴木勝彦  |
| 16番 坂井一志 | 17番 鈴木三津男 |
| 18番 山田慶勝 | 19番 太田博康  |

20番	加藤芳文	21番	兵藤祐治
22番	野中泰志	23番	伴捷文
24番	夏目忠男	26番	岡本やすひろ
27番	中里高之	28番	水平かずえ
29番	諸隈修身	30番	桜井治幸
31番	ひざわ孝彦	32番	林孝則
33番	田口一登	34番	渡辺房一

---

欠席議員（2名）

10番	吉川景男	25番	鈴木義彦
-----	------	-----	------

---

説明のため出席した者

広域連合長	佐原光一
副広域連合長	江戸満
事務局長	羽谷篤
事務局次長	村井昭文
会計管理者	山田茂
総務課長	加藤日出次
管理課長	黒柳哲禎
給付課長	鈴木敏夫
庶務グループリーダー	牧之瀬篤史

---

職務のため出席した者

議会事務局長	加藤日出次
議会事務局書記	夏目守雄
議会事務局書記	岸田裕夫

---

午前10時5分 開会

○議会事務局長（加藤日出次） 議会事務局長の加藤でございます。

当広域連合議会におきましては、先に議員の改選がございまして、長瀬悟康議長が5月22日付で、木村正範副議長が4月30日付でそれぞれ広域連合議員を辞職されております。

従いまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、久田昭一議員が年長の議員でいらっしゃいますので、ご紹介申し上げ、臨時の議長をお願い申し上げます。

久田昭一議員、議長席へご着席をお願いいたします。

（久田昭一臨時議長 議長席着席）

○臨時議長（久田昭一） ただいまご紹介をいただきました碧南市議会議員の久田昭一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、進行させていただきます。

ただいまの出席議員は31人でございます。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久田昭一） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(久田昭一) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会議長に諸限修身議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました諸限修身議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(久田昭一) ご異議なしと認めます。よって、諸限修身議員が議長に当選されました。

諸限修身議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました諸限修身議長からごあいさつをお願いしたいと思います。

(諸限修身議長 演壇であいさつ)

○議長(諸限修身) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまご推挙いただきまして、議長という要職につかせていただきました諸限修身でございます。

もとより微力ではございますが、皆様方のご理解とご協力を得ながら、この広域連合議会が住民の負託にこたえますように、そしてまた、十分なる議会の運営をできますように私も心がけて参りたいと思います。

どうか皆様方の温かいご理解とご指導をいただきながら、よろしくお願い申し上げます。一言、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(久田昭一) 以上で私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

(久田昭一臨時議長 議長席退席)

(諸限修身議長 議長席着席)

○議長(諸限修身) それでは、会議を続けます。

日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

15番、鈴木勝彦議員及び16番、坂井一志議員をお願いいたします。

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸限修身) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会の副議長に渡辺宣之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました渡辺宣之議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、渡辺宣之議員が副議長に当選されました。

渡辺宣之議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました渡辺宣之副議長からごあいさつをお願いいたします。

(渡辺宣之副議長 演壇であいさつ)

○副議長(渡辺宣之) ただいま皆様方のご推薦をいただきまして、副議長の要職につかせていただきました渡辺宣之でございます。

もとより微力ではございますが、諸隈議長の補佐役として、広域連合の様々なことにおける課題、また、本議会の円滑な運営に努めて参ります。また、当広域連合の発展に寄与して参りたいと思っております。

今後とも、皆様方のご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(諸隈修身) 次に、日程第7、「諸般の報告」を行います。

吉川景男議員及び鈴木義彦議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

佐原広域連合長。

(佐原広域連合長 演壇であいさつ)

○広域連合長（佐原光一） 去る5月に松原前名古屋市長の後を受けまして、広域連合長に就任をいたしました豊橋市長の佐原でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

広域連合議会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。皆様とともに広域連合議会の初議会を迎えることとなりましたが、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

昨年の4月に後期高齢者医療制度がスタートをいたしまして1年が過ぎたところでございますが、この1年間、保険証の未達や保険料の天引き等の問題、さらには保険料の軽減対策など、制度運営での様々な混乱や見直しがあったところでございます。

当広域連合といたしましては、市町村を始め関係機関と十分な連携を図りながら、この制度の定着に努めて参りましたが、今後もよりよい制度運営を図るために全力を挙げて取り組んで参りたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の臨時議会におきましては、人事案件や専決処分させていただきました案件など7件の議案を上程させていただき、ご審議をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切なご議決またはご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（諸隈修身） それでは、会議を続けます。

日程第8、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項におきまして、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされています。この規定に基づきまして、副広域連合長に愛知県町村会長として経験の豊富な江戸満扶桑町長を選任したいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。

何とぞご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（諸隈修身） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

(江戸副広域連合長 入場、着席)

○議長(諸隈修身) 副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

江戸副広域連合長。

(江戸副広域連合長 演壇であいさつ)

○副広域連合長(江戸満) 皆さん、おはようございます。

ただいま副広域連合長の選任につきましてご同意を賜りました扶桑町長の江戸でございます。

副連合長という職は大変重い訳ではありますが、よく自覚をいたしまして、微力でございますけれども、連合長様を補佐申し上げますとともに、市町村との連携を十分にいたしまして、この後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めて参る所存でございます。

どうぞ、議員の皆様方のご支援、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願い申し上げます、就任のごあいさつにさせていただきます。何とぞよろしくお願い致します。

○議長(諸隈修身) 次に、日程第9、同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、21番、兵藤祐治議員の退席を求めます。

(兵藤祐治議員 退席)

○議長(諸隈修身) 本件について提案理由の説明を求めます。

佐原広域連合長。

○広域連合長(佐原光一) それでは、同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、臨時会議案参考資料の1ページ、両方をご覧いただきたいと存じます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち、広域連合議員から選任されておりました加藤武夫議員が5月19日に議員辞職をされましたので、新たに広域連合議会議員のうちから選任をするものといたしまして、愛知県市議会議長会及び愛知県町村議会議長会からのご推薦をいただき、兵藤祐治議員を監査委員に選任いたしたくご提案を申し上げます。

兵藤祐治氏は、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきまして、議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(諸隈修身) 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。



お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の兵藤祐治議員の入場を許可します。

(兵藤祐治議員 入場)

○議長(諸隈修身) ただいま選任同意されました監査委員の兵藤祐治議員からごあいさつがございます。

兵藤祐治議員。

(兵藤祐治議員 演壇であいさつ)

○21番(兵藤祐治) ただいま議員の皆様方のご賛同をいただき、監査委員に選任いただきました新城市議会の兵藤祐治でございます。

地方自治における監査の必要性和重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場で監査委員という職務を全うして参りたい、そういうふうに思っております。

何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、大変簡単ではございますがあいさつにかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(諸隈修身) 次に、日程第10、承認第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。

○議長(諸隈修身) 羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 承認第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由をご説明させていただきます。

議案書の5ページ、それから、議案参考資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、専決処分の内容でございます。これは、平成20年度、実施いたしました低所得者の保険料軽減措置等に要する経費といたしまして、国から臨時特例交付金が追加交付されるということになりまして、平成21年2月の定例議会におきまして、所要額27億7,837万5,000円の増額補正予算をお認めいただいたところでございます。

その後、3月になりまして、国から見込み額よりも8,938万1,000円多い額での交付決定がございました。会計処理上、これを当該年度、20年度内に臨時特例基金に積み立てるため、一般会計予算に超過額として計上する必要が生じたものでございます。

この増額補正予算につきましては、年度末で議会の開催が非常に困難でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、広域連合長において専決処分を行ったものでございます。

このため、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、今議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身）　これから質疑を行います。

　　32番、林孝則議員と20番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑をお許しいたします。

○32番議員（林孝則）　議長、林。

○議長（諸隈修身）　32番、林孝則議員。

○32番議員（林孝則）　名古屋市の林でございます。

承認第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」に対し質問をいたします。

本補正予算は、平成20年度において実施されました低所得者の保険料軽減措置等に要する経費として臨時特例交付金が国から追加交付されることになり、所要額調査に基づいて算出した額を20年度の一般会計で繰り入れ、同額を臨時特例基金で積み立てたものでございますけれども、その後、交付額が補正額よりも多く支給されることになったため、超過額を基金に積み立てる歳入歳出予算それぞれに8,938万1,000円を追加したものであります。

この低所得者に対する保険料軽減措置のための予算の中には、説明会の開催や制度の周知、広報等に要する経費が入っておりますけれども、2月議会で議決した分も含めまして、説明会や広報等にいくら計上されているのか、また、その内容はどのようになっているのかお伺いをいたします。

さらに、軽減措置は平成21年度までの措置と理解しておりますけれども、基金を22年度末まで残しておく理由はどこにあるのかお伺いして、私の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局長（羽谷篤）　議長、事務局長。

○議長（諸隈修身）　羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤）　保険料軽減の予算措置における後期高齢者医療制度の周知、広報等の経費の関係並びに臨時特例基金の廃止の時期についてお尋ねがございました。

まず、制度の周知、広報等の経費でございます。2月議会で議決いただきました補正予算におきましては、20年度、それと今年度、21年度に実施する市町村での後期高齢に関する説明会、それから、後期高齢に関するいろんな制度の周知、さらにはきめ細やかな相談体制の整備と、こういうものに要する経費として9,885万6,000円余を基金に積み立てております。

これら事業の20年度の内容でございますけれども、広域連合が直接行いました制度の案内パンフレットや、リーフレットの作成、配布などで4,900万円余、また、市町村への補助金、これは保険料等の口座振替選択制導入までに関するダイレクトメールの作成、送付、それから、市町村独自で制度の内容を案内するパンフレット作成、市町村窓口のコンピューター端末の増設などという事業に対して、私どもから補助金を交付したものでございますけれども、その補助金で3,900万円余を出しております。都合8,800万円余の額を実行していくということでございます。

なお、本承認議案の増額につきましても、制度の周知、広報等の経費でありまして、21年度以降の事業の財源として基金に積み立てるものでございます。

次に、臨時特例基金の解散の時期についてでございます。保険料軽減につきましては、ご指摘のように21年度までの措置でございますが、この基金には、ただいま申し上げましたように、保険料軽減以外に制度の周知等に係る経費も含まれておりました。国の臨時特例基金管理運営要領におきましては、事業の実施時期を平成22年度末としているところでございます。従いまして、現在のところ、私ども、この基金の解散時期といたしましては、平成22年度末を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、20番、加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 林議員と重複している部分がありますけれども、それに対して二、三点質疑させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1点目として、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が8,938万1,000円増額されたが、特例交付金の交付はいつ行われたのか、また行われるのか。

2点目として、特例交付金の交付は、説明会や相談体制の整備を講じるための事業、低所得者に対する均等割9割軽減と所得割5割軽減の財源、被用者保険の被扶養者の均等割9割軽減の財源を目的としていたが、今回の増額措置の理由は何か、どの部分を対象としたものか。

3点目として、平成20年度分として、説明会や相談体制の整備のため、8,532万2,000円の基金処分を予算化していたが、それが実行されたか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） ご質問の1点目の特例交付金の交付についてでございます。国の交付決定は平成21年3月11日付でございます。3月16日に愛知県から交付決定の通知を受けたところでございます。なお、交付金の受け入れは3月30日でございます。

次に、今回の増額の理由でございますが、国は、この制度の見直しだとか、制度の周知等に関する広報等に要する経費、相談体制の整備に要する経費を基金に積み立てて、今後の事業経費の増加に対応できるようにするという意味合いを込めまして、今回、こうした広報、周知の額を増額交付してきたものであります。

3点目の20年度分の広報経費に係る基金の処分についてでございますが、取り崩し額は、ご指摘のありましたように基金の8,532万円余と、それから、これ以外に当初予算で積み立てておりました基金の額でございますが、そのうちの300万円余の計8,800万円余を取り崩しているところでございます。

この取り崩し額につきましては、広域連合が直接行いました制度の案内パンフレットの作成などに4,900万円余、市町村への補助金といたしまして3,900万円余を交付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

承認第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の21ページでございます。それから、議案参考資料の5ページになるかと思っております。よろしくお願いたします。

21年度の低所得者の保険料軽減対策といたしまして、20年度に引き続きまして、均等割額の7割軽減の対象者につきまして、8.5割軽減とする措置を実施することといたしましたことから、条例の附則において、新たに第13条を追加し、保険料の軽減について、「10分の7」とある規定を「20分の17」、8割5分ということでございますけれども、「20分の17」と読みかえる旨の規定をするものであります。そのほか、引用法令等の条項の追加等による規定の整備もあわせて行っているものでございます。

この軽減対象者は7万5,100人、軽減額は4億5,255万3,000円を見込んでおりまして、この財源につきましては、補正予算の専決処分で後ほどご審議をお願いいたしますけれども、国が特例交付金により全額補助するという形になっております。

専決処分といたしました理由でございますけれども、1つは、今回の軽減措置については、保険料の賦課確定日、7月1日以前に条例を改正いたしまして、当初より軽減措置が反映された保険料額を被保険者の方々に通知する必要があること。もう一つは、当広域連合におきましては、広域連合議員の改選によりまして、6月22日まで全議員の皆様方がそろわない状況にあったこと。また、6月下旬は市町村議会が開催されており、6月中の広域連合の開催が困難であったことによるものでございます。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） これから質疑を行います。

33番、田口一登議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。

○議長（諸隈修身） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 名古屋市会の田口です。

承認第2号について質問します。

本件は、政府・与党による保険料の更なる見直しを踏まえて、均等割額の7割軽減の対

象者について、8.5割軽減とする措置を21年度も実施するというものであります。

今年2月の定例会におきまして、私は、21年度の保険料軽減対策について質問しました。その中で、20年度の保険料は、均等割の7割軽減世帯の場合、全ての方が8.5割軽減となっていました。21年度以降は、9割軽減の対象者が75歳以上の人全員が年金収入80万円以下の場合に限定されるために、9割軽減の対象から外れて7割軽減に戻ってしまう。つまり、20年度と比べて保険料負担が増加する人が少なからず生まれるという問題点について糾しました。そして、更なる見直しを国に要望するよう求めたのであります。

しかしながら、事務局長の答弁は、問題が生じるのはやむを得ないというものであり、連合長の答弁は、国への要望は考えていないという冷たい答弁でした。ところが、保険料の負担増に対する批判の声が全国的に広がったのでありましょう。今回、更なる見直しが図られ、見直しされなければ昨年度と比べて負担が増加する人たちの保険料が8.5割軽減のまま据え置かれることは喜ばしいことでもあります。

その上で、連合長にお尋ねします。

被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯を対象とする均等割の9割軽減は、21年度以降の恒久的な措置であり、一方、年金収入が80万円を超える被保険者のいる世帯を対象とする8.5割軽減は、来年3月までの暫定的な措置という理解でよいのか、確認させていただきます。

今回の軽減措置は、8.5割軽減を7割軽減に戻すという保険料の負担増を1年間先送りしたものにすぎません。来年4月には今回の軽減措置が打ち切れ、7万5,100人、約11%の人たちの保険料負担が増加することについてやむを得ないとお考えですか。それとも、国に対して更なる見直しを求める考えはありませんか。

答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（佐原光一） 議長、佐原広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 平成21年度の軽減措置につきまして、8.5割の軽減措置につきましてでございます。政府・与党の高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方、これを踏まえまして、国の平成21年度補正予算において、財源措置が講じられたものでございます。従いまして、これにつきましては今年度限りの措置とされている、そういうところでございます。

次に、来年度以降の対応に関してでございます。保険料の軽減に関しましては、均等割7割軽減、5割軽減、2割軽減及び所得割の5割軽減等に加えまして、本年度は新たに均等割の9割軽減が実施されるなど、恒久措置として軽減割合の拡大が図られたところでございます。

その上で、今般、国において更なる財源措置が行われましたことから、平成20年度に引き続きまして、本年度も7割軽減対象者に対しまして、8割5分軽減を実施するというものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、国に対する更なる見直しの要望につきましては、本年6月3日に全国の広域連合で組織をされます全国後期高齢者医療広域連合協議会が結成をされ、会長が国の社会保障審議会医療保険部会に参画することになりましたので、今後、この全国協議会を活用いた

しまして、見直し等、ご意見を申し上げて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 今回の軽減措置は喜ばしいことではあります、今年度限りであり、来年度には負担が増える方が少なくありません。しかも、来年度は2年ごとの保険料改定の年に当たりますので、これによる保険料値上げも予想されます。国に対してさらなる見直しを要望することが必要だと考えますが、連合長は、新たに結成された広域連合の全国協議会を活用して、見直しなど意見を申し上げていくと答弁されました。国への要望は考えていないという前回の答弁からは前進したと思います。問題は、どのような見直しを求めていくのかということです。政府・与党のこの間の見直しというのは、ほころびを継ぎはぎしたら、また新たなほころびが出てくるというものでありまして、小手先の見直しでは問題は解決しないと思います。

私は、高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきであると考えておりますが、制度が存続しているもとでは、低所得者からは保険料を徴収しないで、新たな保険料減免制度を創設すべきでありまして、この点も国に求めるよう要望させていただいて、質問を終わります。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。羽谷事務局長

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の25ページ、議案参考資料の23ページをご覧くださいと思います。

これは、承認第2号と同様に保険料の軽減に関するものでございます。均等割の7割軽減を8.5割軽減とするための財源として、国から臨時特例交付金が追加交付され、臨時特例基金に積み立てることになります。

この積み立てた基金から今年度中に今回の軽減措置相当分を取り崩すことになる訳でございますけれども、この基金の取り崩し処分に関しまして、保険料の軽減措置とする旨の事項を新たに条例で規定する必要が生じたものでございます。

先ほどの承認第2号と関連いたしますことから、あわせて専決処分をさせていただいた

ものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、承認第4号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」及び日程第14、承認第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。羽谷事務局長

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。承認第4号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」及び承認第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案書の29ページから57ページになります。それから、議案参考資料の27ページをご覧くださいと思います。

先ほどご審議いただきました承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」において説明させていただきましたけれども、国から低所得者の保険料軽減対策として、均等割額の7割軽減対象者の方につきまして、8割5分軽減とする措置を平成21年度も引き続き実施するに当たりまして、この保険料の軽減に要する財源につきましては、国から臨時特例交付金として交付されることとなっております。

また、本県における軽減対象者は7万5,100人、軽減額は4億5,255万3,000円を見込んでいます。

こうしたことから、補正予算の内容といたしまして、国からの交付金4億5,255万3,000円を一般会計の歳入において一度受け入れまして、それを一般会計の歳出におきまして同額を基金へ積み立てる、繰り出すというものでございます。その後、軽減対策の財源として基金を取り崩しまして、一般会計のほうへ再度4億5,255万3,000円繰り入れ、それを今度は特別会計のほうへ同額を繰り出すと。どちらかといいますと、国から来たものを一般財源に一度受け入れて基金へ積み上げて、その基金から崩しまして一般会計へ戻す、その上で特別会計のほうへ繰り出す、こういうシステムでございますので、これの予算措置を補正としてさせていただきたいというものでございました。

特別会計におきましては、ただいま申し上げましたように、歳入において、一般会計繰入金として4億5,255万3,000円を増額いたします。これに伴いまして、保険料でございまして、市町村におきまして集める保険料が4億5,255万3,000円減少い